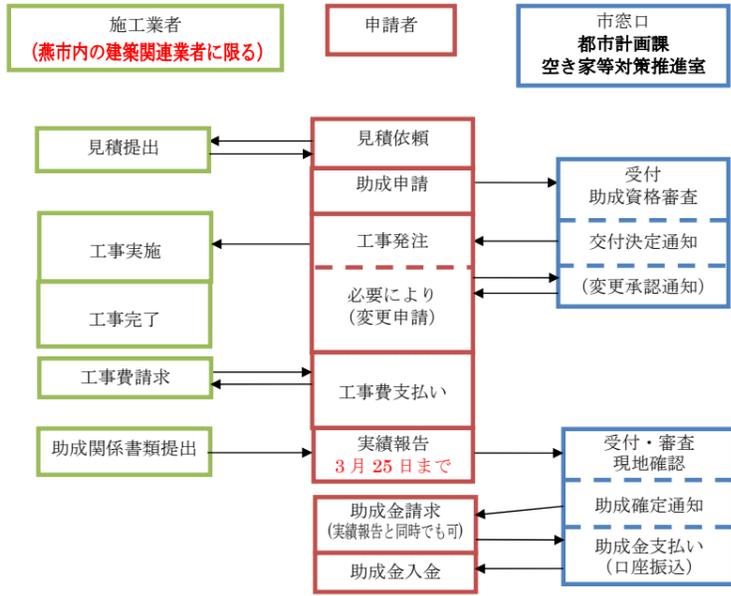


◆事業の流れ



メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

問い合わせ
 燕市 都市整備部 都市計画課 空き家等対策推進室 TEL0256-77-8264 (直通)
 〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地 (市役所 2 階) 18 番窓口

燕市空き家・空き地活用バンク事業
改修費助成のご案内
 令和3年4月1日以降適用

この制度は、空き家を改修することで、住宅ストックの利用を推進し、市民の安全で良質な住環境を確保するとともに、空き家・空き地活用バンクの活用を促進するため、空き家の改修を実施した方に市の**事業予算の範囲内において空き家改修費用の一部を助成**する制度です。

- ◆助成金額 対象工事費用(消費税を除く)の1/3以内(30万円を上限とします。)
 ※1000円未満は切り捨てます。
- ◆助成対象工事 **市内建築関連業者**に請け負わせた助成対象が**30万円以上**(消費税を除く)の下表の改修工事等で市のほかの補助事業との併用はできません。
 市内建築関連業者とは、市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主です。

改修助成対象工事

工種	対象	特記
1 外装改修工事	○	
2 内装改修工事	○	
3 建具改修工事	○	
4 電気設備改修工事	○	
5 給排水衛生設備改修工事	○	ビッドの器具交換は対象
6 空調設備改修工事	○	
7 外構工事	○	
8 浄化槽・下水道工事	○	
9 家具	△	据え置き家具は対象外。
10 電化製品	△	一般家電製品は対象外。エアコン等で壁、天井に設置するものは対象
11 部分解体・改築工事	○	
12 造園工事	○	

※敷地内すべての建物、工作物、植栽及び敷地舗装等の工事が対象です

◆助成要件

- ①令和5年4月1日以降に燕市空き家・空き地活用バンク登録台帳から登録抹消した物件の内、売買(3親等以内での売買を除く。)を理由に抹消した物件であること。

◆申請者の資格

- ①助成対象空き家の所有者又は所有者の2親等以内の親族
- ②市税の滞納がないこと。
- ③宅地建物取引業を営んでいない者。

◆申請方法

日時：土・日・祝日等を除く毎日 8:30~17:15
 期限：実績報告 3月25日まで
 年度を越える事業は交付対象となりませんので、請負業者とのスケジュール調整を綿密にしてください。
 窓口：都市計画課 空き家等対策推進室(市役所2階) 18番窓口

《申請受付に必要なもの》

- ①空き家改修費助成申請書
- ②建物の所有者を確認できる書類で、次のいずれかのもの
 - ア 建物登記事項証明書の写し※法務局が発行のもの(有料)
 - イ 建物売買契約書の写し
- ③見積書の写し
- ④住宅の位置図(住宅地図等)
- ⑤所有者と申請者の関係を確認できる書類(戸籍謄本等)
 ※所有者と申請者が同一及び共に燕市内に住所を有する場合は不要です。
- ⑥印鑑(認印) ※窓口で申請書記入の場合
- ⑦委任状 ※代理人による提出の場合必要です。

◆申請受付の締切

- ・申請額が**事業予算**に達した時点で、締切りとさせていただきます。
- ★交付決定前に工事着手した場合は助成対象外です。
- ★申請後に工事内容等が変更になる場合
 - ①見積書の工事内容・金額が変更になる場合
 変更後の内容で実績報告を行ってください。ただし助成対象工事額が30万円未満(消費税を除く)となる場合は助成対象外となります。
 - ②施工業者を変更する場合
 市内建築関連業者であれば可能です。変更後の市内建築関連業者で実績報告を行ってください。
- ★申請者が変更になる場合や工事期間が工事完了期限を過ぎる場合はご相談ください。

◆実績報告に必要なもの

- ①実績報告書
- ②領収書等の写し
- ③工事内訳書
 ※施工業者が発行した対象工事内容と金額の内訳がわかるもの
 工種、数量等の記載があり領収書と同額のものであれば見積書、請求書等で対応可能です。申請時に提出したものと同一場合でも添付してください。
- ④**工事前後の写真**(工事前の写真にあつては交付決定後の日付があるもの)
 ※日付が入らないときは、黒板等を利用し、写真に日付を収めてください。
 ※施工業者にて作成を依頼してください。
 ※工事箇所ごとに工事前後の状況を確認できるもの。
 ※**躯体内床下等の部材については工事中の写真**
- ⑤委任状 ※代理人による提出の場合必要です。
- ★実績報告書の審査及び現地確認を行い、申請者に助成確定通知を送付します。
- ★助成確定通知後、「助成金請求書」を提出してください。
 ※実績報告時に提出いただいても結構です。
 ※助成金の支払いは銀行振込です。通帳の表紙の裏ページの写しが必要です。
口座は申請者名義に限ります。

◆助成金の返還

申請内容に偽り、その他、不正な手段により助成決定されたことが判明した場合は、決定を取消し、助成金を返還していただきます。